

料金別納
郵便

000-0000

大阪府〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

大阪 太郎 様



親展

緊急小口資金等特例貸付に関する
重要なお知らせ

This is an important notice. Please open it right away.

開封する前に、宛名を確認してください

あなた宛でない場合は、開封せず、表面に「誤配達」と書いて、
郵便ポストに投函してください。

差出人

〒542-0065
大阪府大阪市中央区中寺1-1-54
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

OPEN

左側からお開きください。

このハガキが湿っている場合は十分に乾かしてからゆっくりお開き下さい。

緊急小口資金等特例貸付 償還滞納に関するご案内

あなたが借りている緊急小口資金等特例貸付金の償還は下記のとおり滞納となっております。
返済にお困りの方は裏面をご確認ください。

資金の種類	緊急小口資金 (KA)	貸付コード	1234567	
借受人名	大阪 太郎			
償還期間	2年0ヶ月 令和5年1月1日 から 令和6年12月31日			
償還状況	貸付	延滞利子 (利率年3.00%)	償還残額	償還残額のうち 滞納額
元金	200,000 円	-	200,000 円	58,310 円
延滞利子	-	0 円	0 円	0 円
合計	200,000 円	0 円	200,000 円	58,310 円
償還回数	24 回	-	24 回	-7 回

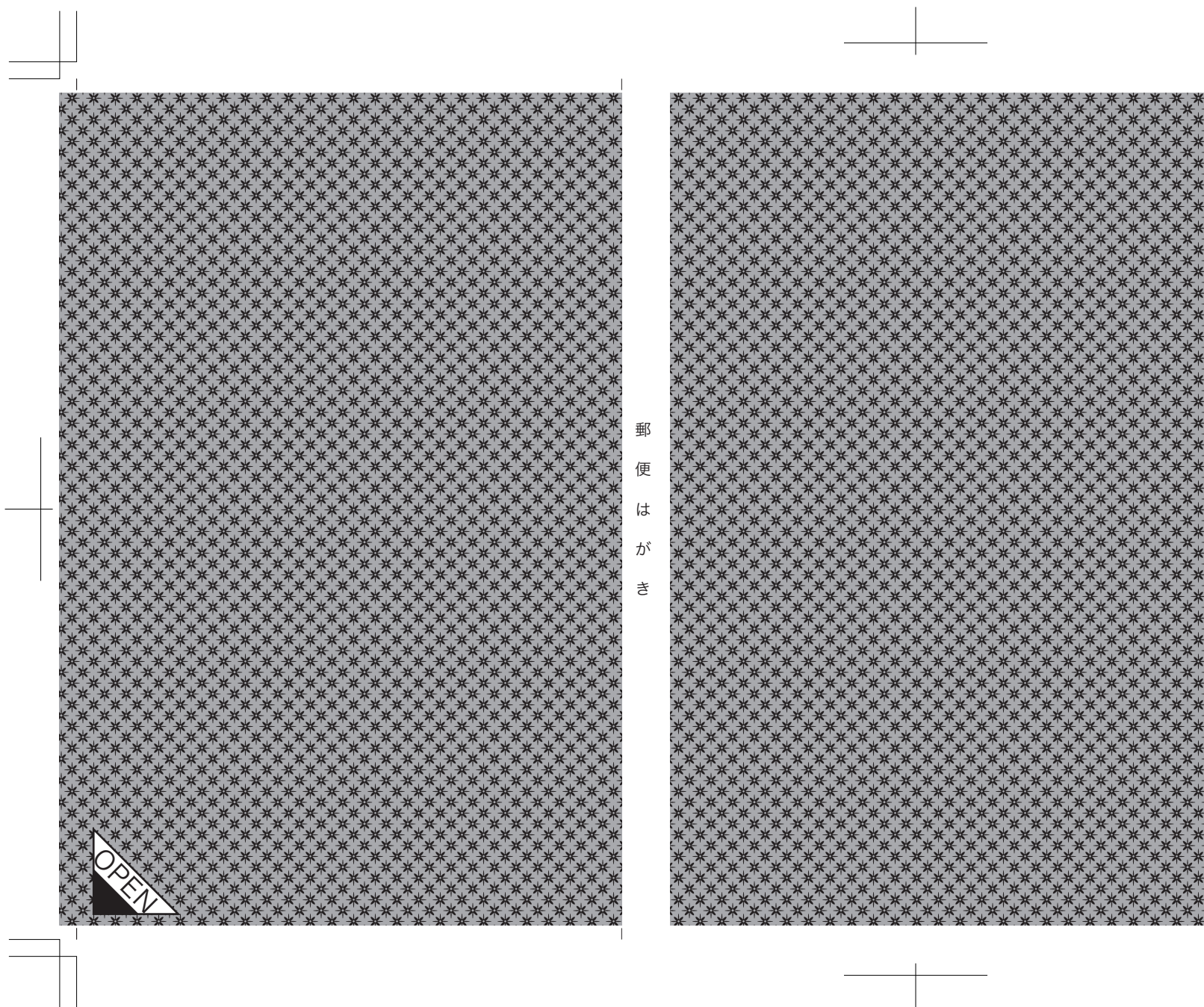
2023年11月現在

留意事項について

- 期日までに定められた償還金(元金)を収めること。
- 借受人に次の事項が生じたときは直ちに届け出ること。
(1) 住所を変更したとき
(2) 改名・改姓をしたとき
(3) 天災、火災、その他重大な災害を受けたとき
(4) 死亡、または行方不明になったとき
- 次の1つにあてはまる場合は、貸付金の全部又は一部を返していただくことがあります。
(1) 貸付金の用途を変更したり、他に流用したとき
(2) 虚偽の申請を行い、不当な手段による貸付を受けたとき
(3) 故意に理由なく貸付金の償還を怠ったとき
(4) その他本貸付の趣旨に反する事実が認められるとき
- 償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年3.00%の延滞利子を徴収します。

生活などについて相談できるところを紹介しています。

https://www.pref.osaka.lg.jp/shakaiengo/seikon_gaiyou/index.html



【特例貸付の返済にお困りの方へ】

- 収入が減少し、現在も回復していない等の理由により特例貸付の返済が困難な方は、手続きをすることにより返済期間を1年間延ばす(償還猶予)ことができます。
 - 令和5年1月から返済中であっても、令和5年度の「あなた(借りた人)」と「あなたの世帯の世帯主」が両方とも「住民税均等割・所得割どちらもが非課税」であった場合は、免除の手続きができます。
 - 猶予および免除には審査があります。
- ※ 上記いずれも手続きに関するお問い合わせ先は、下記までお願いします。

事務手続きに関するお問い合わせ先：
大阪府コロナ特例貸付事務センター
電話：0570-078-006
(受付時間：9:00～17:00)

(時間帯によっては混雑のため電話がかかりにくい場合がありますので、時間帯を変えておかけ直し願います。)

上記以外のお問い合わせ先：
償還コールセンター
電話：0570-078-225
(受付時間：9:00～17:00)